

屎尿浄化槽 JIS の改正に伴う住宅の人槽算定について

平成 12 年 4 月 3 日
鳥取県土木部建築課

平成 12 年 3 月 17 日のし尿浄化槽の JIS の改正に伴い、鳥取県内の戸建て住宅のし尿浄化槽について下記のとおり取扱うこととする。

記

1 新築における浄化槽の取扱いは、次のとおりとする。

延べ面積 165 m ² 未満	1.0 m ³ (5人槽相当)
延べ面積 165 m ² 以上	1.4 m ³ (7人槽相当)
二世帯・大家族住宅用(台所及び浴室が2カ所以上)	2.0 m ³ (10人槽相当)

2 増築・改築等における浄化槽の取扱いは、次のとおりとする。

実居住人員を勘案して運用する。(既存の浄化槽の処理人員が実居住人員を超える場合は浄化槽を入れ替える必要がないこととする。)

3 経過措置

平成 12 年 4 月 3 日以前に確認済の浄化槽で、JIS 改正の施行後に浄化槽を設置するものについては、改正後の基準を適用してもかまわない。(この場合の変更は、軽微な変更(浄化槽の変更届のみ)で取り扱うものとする。)

(考え方)

新築における浄化槽の取扱いについて

平成 10 年度住宅需要実態調査の資料から、全国の戸建住宅平均面積 (129.78 m²) と鳥取県の戸建住宅平均面積 (164.70 m²) であることから実情に合わせ、JIS 改正「130 m²未満 5人槽、130 m²以上 7人槽」をそれぞれ鳥取県では「165 m²未満 5人槽、165 m²以上 7人槽」とするものである。

なお、台所及び浴室が 2 カ所以上ある二世帯住宅・大家族住宅用の浄化槽は JIS 改正案のとおりとする。

建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302) の改正概要について(鳥取県での取扱い)

住宅の処理対象人員の算定式の改正

・従前の 6 区分ある人槽を、基本的に述べ面積 165 m²未満と 165 m²以上の 2 区分に改める。なお二世帯住宅については、水量のみを別途定める。

【現行】

~ 100 m ²	5 人槽	1.0m3
100 ~ 130 m ²	6 人槽	1.2m3
130 ~ 160 m ²	7 人槽	1.4m3
160 ~ 190 m ²	8 人槽	1.6m3
190 ~ 220 m ²	9 人槽	1.8m3
220 m ² ~	10 人槽	2.0m3

【JIS 改正後の鳥取県での取扱い】

165 m ² 未満 小家族住宅用 (5人槽相当)	1.0m3
165 m ² 以上 普通住宅用 (7人槽相当)	1.4m3
台所及び浴室が2カ所以上 二世帯・大家族住宅用 (10人槽相当)	2.0m3